

## 第11回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和2年11月16日(月)

場所 市役所4階 401大集会室

### 議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 5件)

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について (申請件数 1件)

報告第1号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 8件)

### 応召委員(13名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
5番	比留間 望	6番	奥住 雄一
7番	高橋 文雄	8番	安彦 祥子
9番	内野 一彦	10番	宮崎 義憲
11番	峰岸 豊	12番	加園 好久
13番	石川 裕一		

職務のため出席  
した者(事務局)

事務局長	中村 顕治
事務局次長	本木 豊
事務局書記	川島 一利

午後3時57分開会

議長  
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第11回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13人全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

異議なしと認め、5番比留間望委員、11番峰岸豊委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、5件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成14年3月20日に相続し、前回調査は、平成29年10月16日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成23年2月25日に相続し、前回調査は、平成26年10月15日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成5年2月11日に相続し、前回調査は、平成29年11月15日になります。

申請番号4番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成29年2月23日に相続し、前回調査は、平成29年10月16日になります。

申請番号5番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成20年3月16日に相続し、前回調査は、平成29年11月15日になります。

以上でございます。

議長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6番  
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①と②の農地は、シラカシが、③の農地は、コブシが、④の農地は、モミジ・ウメが、⑤と⑥の農地は、ミズキが、⑦の農地は、コブシが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①と②の農地は、お茶が栽培されておりました。③の農地は、植木が植えてありました。④の農地は、ダイコン、カブ、サトイモが栽培されておりました。⑤の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、ニンジン、ハクサイ、ネギ、ブロッコリーが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①から④の農地は、サトイモ、ダイコン、キャベツが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号5番の農地でございますが、①から④の農地は、ミカン、ネギが栽培されておりました。⑤の農地は、サトイモ、ネギ、ダイコンが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の

議長  
(石川 裕一君)

発行はよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、1番の申請地につきまして、私が現地を確認しております。

はい、宮崎委員。

10番  
(宮崎 義憲君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議長  
(石川 裕一君)

はい、奥住委員。

6番  
(奥住 雄一君)

3番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議長  
(石川 裕一君)

はい、森谷委員。

2番  
(森谷 常夫君)

4番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議長  
(石川 裕一君)

はい、波多野委員。

1番  
(波多野雅之君)

5番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議長  
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ござ

	<p>いませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長 (石川 裕一君)	<p>ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。</p> <p>次に、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。</p> <p>事務局より説明いたさせます。</p>
事務局 (本木 豊君)	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、1件申請がございました。</p> <p>申請番号1番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和2年11月、申請人の故障により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長 (石川 裕一君)	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。</p> <p>それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。</p>
6番 (奥住 雄一君)	<p>先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。</p> <p>議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。</p> <p>申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、コマツナ、ネギ、ダイコン等が栽培されておりました。</p> <p>現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。</p> <p>以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。</p>

議 長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、波多野委員。

1 番  
(波多野雅之君)

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議 長  
(石川 裕一君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第 2 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思えます。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第 2 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、報告第 1 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」、8 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第 1 号、農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について、8 件ございます。

本件は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号 1 番、2 番、5 番、6 番、7 番、8 番が一般住宅、申請番号 3 番が工場、申請番号 4 番が駐車場でございます。

以上でございます。

議 長  
(石川 裕一君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1番、3番、5番、6番の届出地につきましては、私が現地を確認しております。

はい、森谷委員。

2番  
(森谷 常夫君)

2番と4番の届出地につきまして、現地を確認しております

議長  
(石川 裕一君)

はい、比留間委員。

5番  
(比留間 望君)

7番と8番の届出地につきまして、現地を確認しております。

議長  
(石川 裕一君)

他に御意見等ございませんか

委員

なし。

議長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第11回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後4時11分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和2年11月16日

会長 (印)

署名委員 (印)

署名委員 (印)